明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二五）　二
〔省令〕
○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務一）　二
○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産三五）　三
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業三）　三
〔告示〕
○登録証明機関を登録した件（総務一九〇）　四
○航空業務に関する日本国とパプア・ニューギニアとの間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件（外務一九三）　四
○ホニアラ国際空港整備計画のための贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同一九四）　四
○全国早期警報システム導入及び防災通信能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九五）　四
○廃棄物処分場建設計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一九六）　四
○第二次ヴァラナシ国際協力・コンベンションセンター建設計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同一九七）　五
○ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同一九八）　五
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの輸入数量を告示する件（財務一三九）　五
○平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件（同一四〇）　五
○平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件（同一四一）　五
○平成三十年度の初日から平成三十年四月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件（同一四二）　五
○関税暫定措置法別表第一の六の八の項に係る物品についての平成三十年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件（同一四三）　六
○生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件（同一四四）　六
○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度における発動基準数量を定める件（同一四五）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働二三八）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一二一八～一二二九）　六
○工業標準化法第三十四条の規定に基づき認証の業務の一部を廃止する届出があった件（経済産業一〇九）　八
○増毛ヘリポートの供用を廃止する件（国土交通六九九）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同七〇〇）　八
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（東北地方整備局一四八）　九
○道路に関する件（関東地方整備局一八六、一八七）　九
○海岸に関する件（四国地方整備局五二）　九
〔国会事項〕
内閣　海上保安庁
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔公告〕　一〇
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、土地家屋調査士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三二